

常任・特別委員会

9月22日の本会議で各委員会に付託された案件の審査を、9月24日、27日から30日に、3つの常任委員会と1つの特別委員会で行いました。委員会の審査で行われた主な質問と答弁を要約して紹介します。

総務常任委員会

嘱託職員の時間外勤務について

問 嘱託職員（職業安定協力員）の時間外勤務に関して、実績、業務内容、成果と時間外勤務を減らす対策について伺う。

答 嘱託職員の時間外勤務について、多い職員で月に100時間前後の実績となっている。業務内容は相談業務であり、実態として、各種の相談にあたるために

時間外に及ぶことがあるものである。成果は数値化して表しにくいのが、就労支援という観点からいろいろな相談業務をやっており、一定の成果が出ているものと認識している。時間外勤務の縮減に向けて、所属長を中心に取り組んでいかなければならないと考えている。

文教厚生常任委員会

議第63号 平成22年度一般会計補正予算について（家庭的保育事業）

問 家庭的保育事業については、そもそも保育所の足りない現状の中で、身近な家庭的保育という施策をされるのは理解できるが、現在その受け手は2者とお聞きした。今後の予測として本当に事業ができるのか、見込みを伺う。

答 家庭的保育事業の説明会には25名の関心のある方に出席いただいた。そのうち老上学区と志津学区の2名の方から申請をいただいております。来年1月から事業実施

をしたいと考えている。毎日自宅を開放して保育を行うことへの負担や、一事業主として保育することへの不安があると思われるが、市としては家庭的保育がしやすい環境整備をしていきたい。また、本事業は1歳から2歳児を対象としており、0歳から2歳児が待機児童の7割を占めている現状からも、本市としては待機児童対策やきめ細かな保育につながると考えている。

産業建設常任委員会

議第88号 草津駅前広場管理条例の一部を改正する条例案

問 条例改正の内容について説明願う。

答 これまでの駅前広場は、通行機能確保の観点から商行為等を禁止していたが、地域の活性化を目的として実施される事業においては、街のにぎわい、街の魅力の創出に寄与することとなるため、商行為等の占用を認めるよう条例改正をしようとするものである。

問 条例が改正されれば、商行為を初めて認めることとなる。許可の有無に基づくトラブルを未然に防ぐため、許可証を携帯する等区別するべきだと思うがどうか。

答 占用許可を責任者の方に携帯していただくことを許可条件に付したい。

決算審査特別委員会

将来必要となる建築物に対する財政措置について

問 本市においては、今後10年間に数10億円の建屋をいくつも建てる必要があるように思うが、将来負担比率をあげないように、どのような政策的措置をとるのか。

答 難しい問題であるが、一つ目の山は平成25年から27年にかけて、給食センター、クリーンセンター、小中学校耐震化の最終局面を迎える。2つ目は平成32年から34年にかけて、昭和40年代後半に建設された小中学校が50年を経過し、建替えの時期を迎える。また3つ目

は、平成37年から38年にかけて、昭和50年代前半の建物が同じく50年を経過する。この時に100億円単位の事業費が必要となり、借り入れの状況、利率にもより将来負担比率が動くこととなるが、借り入れをしたから一気に悪化することでもなく、その時点で現有建物が必要ないことも考えられるため、その時々適正な投資額を見極めた中で対応すれば、極端な悪化を招くことはないと考えている。